

【事件の概要】

「載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する一若しくは複数の切り込み部又は溝部を設け、」の「ではなく」の解釈が争われた。包装餅業界トップの佐藤と同 2 位の越後の間の訴訟として注目されていた騒動である。

【事件の表示、出典】

東京地裁平成 22 年 11 月 30 日判決 最高裁判所 HP

【参照条文】

特許法第 100 条第 1 項および第 2 項

【キーワード】

「ではなく」の解釈

1. 事実関係

原告は本件特許（第 4111382 号）の特許権者である。被告が本件特許の無効を求めて審判を請求したところ請求不成立の審決がなされた。原告は被告製品が本件発明の技術的範囲に属し本件特許を侵害するものとして差止等を求めた。

2. 争点

本件特許の請求項 1 記載の発明（本件発明）の構成要件 B の「ではなく」は、「載置底面又は平坦上面」に切り込み等を設けた構成の切餅を除外しないと解することができるか否か。

3. 裁判所の判断

裁判所は下記の判断に基づき、原告の請求を棄却した。

本件発明の構成要件 B の「載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に、・・・切り込み部又は溝部を設け」との文言は、切り込み部等を設ける切餅の部位が、「上側表面部の立直側面である側周表面」であることを特定するのみならず、「載置底面又は平坦上面」ではないことをも並列的に述べるもの、すなわち、切餅の「載置底面又は平坦上面」には切り込み部等を設けず、「上側表面部の立直側面である側周表面」に切り込み部等を設けることを意味するものと解するのが相当である。

4. 検討

本件明細書の記載内容に鑑みると、上記「ではなく」は「載置底面又は平坦上面」に切り込み等を設けた構成の切餅を除外するものではないとの主張には無理があるように

思える。

なお、被告が特許庁に請求した判定においても、被告製品（イ号物件）の構成bは本件発明の構成要件Bを充足しないとの判断が下されている。

（弁理士 片山 健一）